

固定資産評価審議会関係規定

【地方税法】

第401条の2 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

- 2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。
- 3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。
 - 一 道府県知事が定める第388条第1項の固定資産評価基準の細目に関すること。
 - 二 第419条第1項の勧告

【参照条文】

第388条 総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(以下「固定資産評価基準」という。)を定め、これを告示しなければならない。この場合において、固定資産評価基準には、その細目に関する事項について道府県知事をして定めさせる旨を定めることができる。

(解説) 現行固定資産評価基準において道府県知事をして定めさせることとしているものは、総務大臣が提示平均価額を提示する市町村以外の市町村についての提示平均価額の算定及び提示等であり、これと関連して、その算定の基礎となる基準地価格(土地)に関する事項について各市町村間の均衡を考慮する必要がある。

第419条 道府県知事は、市町村における固定資産の価格の決定が第388条第1項の固定資産評価基準によって行われていないと認める場合においては、当該市町村の長に対し、固定資産課税台帳に登録された価格を修正して登録するように勧告するものとする。

- 4 道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。
- 5 前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

【石川県固定資産評価審議会条例(昭和37年10月1日条例第49号)】

(目的)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2第5項の規定に基づき、石川県固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(組織等)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例の施行の際、現に石川県固定資産評価審議会委員である者の任期については、なお従前の例による。

【石川県固定資産評価審議会運営要領】

(招集)

第1条 石川県固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集する。

(議長)

第2条 会長は、会議の議長となり会議を主宰する。

2 会長に事故があるときは、石川県固定資産評価審議会条例(昭和37年条例第49号)第3条第4項の規定により会長の職務を代理する委員が議長となる。

(定足数)

第3条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(会議の非公開)

第4条 会議は非公開とする。

(表決)

第5条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明聴取)

第6条 議長は、必要と認めるときは、審議会にはかつて関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求めその説明又は意見を徴することができる。

(議事録)

第7条 会議の議事録は、総務部市町支援課において作成する。

(補則)

第8条 この運営要領で定めるもののほか、会議の運営に関し 必要な事項は会長が定める。

附 則

この運営要領は、昭和37年10月29日から実施する。

附 則

この運営要領は、平成26年4月1日から実施する。